



兵庫労働局発表
平成29年10月30日

担 当	兵庫労働局労働基準部監督課	
	課長	片野 圭介
	主任監察監督官	大野 孝典
	電話	078(367)9151
	FAX	078(367)9165

11月に「過重労働解消キャンペーン」を展開します

兵庫労働局（局長 ^{はたなか} 畑中 ^{ひろよし} 啓良）では、「過労死等防止啓発月間」である11月を中心に、長時間労働の削減や過重労働による健康障害防止対策の徹底等に向け、さまざまな取組を推進してまいります。

過労死等防止啓発月間は、過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しているものです。

月間中、当局においては、「過重労働解消キャンペーン」（別添1のとおり）を展開し、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える事業場等に対する監督指導や、全国一斉の無料電話相談（10月28日に実施済）、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などの取組を行うほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」も開催します。

本キャンペーンを通じ、使用者や労働者、労働組合、産業保健スタッフ等すべての関係者に対して広く周知・啓発等を行い、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた、主体的な取組を促進していきます（本キャンペーンの詳細は次ページ）。

また、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を、11月17日（金）18:00～20:30、神戸市産業振興センターハーバーホールで開催します。

このシンポジウムは、キャンペーンとも相まって、労働者、企業をはじめとする多くの方々に、過労死等に対する理解を深めていただき、過労死等防止に向けた機運を成就を図るため実施するもので、参加は無料です。（シンポジウムの詳細は別添2開催案内）

【キャンペーンの主な取組】

1 労使の主体的な取組の促進 (実施済)

兵庫県経営者協会、兵庫県商工会連合会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会兵庫県連合会の5団体に、10月16日、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書を手交し、協力要請を行いました。(別添3参照)

2 無料電話相談を実施 (実施済)

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働等に関する相談を、都道府県労働局の担当官が対応しました。

実施日時	10月28日(土)	9:00~17:00
------	-----------	------------

3 重点監督を実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超える事業場や長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し監督指導を実施します。

4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

兵庫労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業(ベストプラクティス企業)を訪問し、取組事例を収集します。

※ 訪問時には、報道機関の方々にもご同行いただき、県内に広く事例をご紹介いただきたいと思います。

※ 訪問企業・日時等については、別途ご案内いたします。

5 過重労働解消のためのセミナーの開催 (実施済)

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に、全国で66回の「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。

※ 兵庫県では、すでに10月13日(金)に実施済みです。

平成 29 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であるが、これがなされていないことによる割増賃金の不払に係る労働基準法違反も依然としてみられるところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）まで

3 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減をはじめとした「働き方改革」に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、兵庫労働局長名の要請書をもって協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

この要請書は兵庫労働局長らが使用者団体や労働組合に直接手交します。

(別添要請文書参照)

要請先 兵庫県経営者協会

(要請日 10 月 16 日)

兵庫県商工会連合会	(要請日 10月16日)
兵庫県商工会議所連合会	(要請日 10月16日)
兵庫県中小企業団体中央会	(要請日 10月16日)
日本労働組合総連合会兵庫県連合会	(要請日 10月16日)

(2) 無料電話相談を実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施し、都道府県労働局の担当官が、過重労働等に関する相談に対する助言・指導を行いました。

実施日時 : 10月28日(土) 9:00~17:00

フリーダイヤル番号 : 0120-794-713
なくしましよ 長い残業

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署

(開庁時間 8:30~17:15)

イ 労働条件ホットライン

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

0120-811-610(フリーダイヤルはい!労働)

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 重点監督を実施

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場を対象として、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、労働時間管理の適正化及び賃金不払残業(サービス残業)の解消を図るための監督指導を実施すること。

① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場

② 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場

③ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

※監督指導の実施に当たって必要と認める場合においては、夜間臨検を実施します。

イ 重点監督における指導例

- ① 時間外・休日労働が36協定で定める限度時間の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 36協定で定める限度時間の範囲内であっても、長時間労働の実態が認められれば、時間外・休日労働時間数を削減するよう指導。
- ③ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。
- ④ 不適切な労働時間管理については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、始業・終業時刻を確実に記録することなどを指導。
- ⑤ 時間外手当(残業手当)等割増賃金の支払状況について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

(4) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

兵庫労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

※現在、企業訪問先について調整中。
後日、別途ご案内いたします。

(5) 過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に、全国で66回の「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。

なお、兵庫県を開催地とするセミナーは、10月13日(金)に実施済みです。

日時 10月13日(金) 14:00~16:30

場所 神戸市教育会館

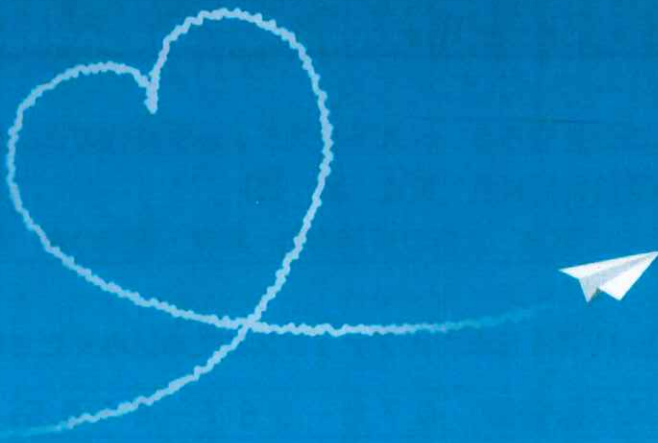
(神戸市中央区中山手通4丁目10番5号)

主な内容:

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

兵庫会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時 平成29年11月17日(金)
18:00~20:30 (受付17:30~)

会場 神戸市産業振興センター
ハーバーホール
(神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号)

[定員] 397名

参加
無料

事前
申込

会場の準備の都合により
11月6日頃までに事前の
申し込みが必要となります。

主催：厚生労働省 後援：兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市

協力：過労死等防止対策推進兵庫センター、兵庫過労死を考える家族の会、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県弁護士会、
兵庫過労・ストレス研究会、(公財)兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センター



11月17日、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を実現するため、兵庫において「過労死等防止対策推進シンポジウム」（主催：兵庫労働局）を開催します。長時間労働・過重労働の抑制と、確実なメンタルヘルス対策に向け、各企業の皆様もぜひご参加ください。

日時 平成29年11月17日（金）18:00～20:30（受付17:30～）

場所 神戸市産業振興センターハーバーホール（神戸市中央区東川崎町1-8-4）

※ 参加無料ですが、会場の都合上、事前の申込みをお願いします。

プログラム（予定）

基調講演 「過労自殺を防ぎ、働く人の命を守ろう ～ストレスチェック時代のメンタルヘルス対策～」（代々木病院精神科科長 天笠 崇 氏）

兵庫労働局（労働基準部監督課長）からの報告、企業の事例報告、若者・遺族の声 など

（申込み方法）

下記参加申込書に必要事項を記載の上、11月6日までにファックスにて申込みください。

FAX 番号 兵庫労働局労働基準部監督課 078-367-9165

※ Webからの申込みもできます（シンポジウム事業受託事業者のHPに繋がります）。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

（申込用紙）※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✓を入れてください。

兵庫労働局労働基準部監督課 へて （FAX 078-367-9165）

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

（ふりがな）

お名前

電話番号

次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士 社会保険労務士
 パート・アルバイト 主婦 学生 その他 []

企業・団体名

※基調講演の天笠崇先生にご質問がある方はご記入ください（シンポジウム当日の講演にて回答いたします。なお、すべての質問にご回答はできませんのでご了承ください）。

平成 29 年 10 月 16 日

兵庫県経営者協会
会長 三原 修二 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、兵庫労働局管下の労働基準監督署が、平成 28 年度に長時間労働が疑われる 893 事業場に対して監督指導を実施したところ、359 事業場 (40.2%) において月 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が行われているなど、依然として長時間労働の問題が認められたほか、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法 (平成 26 年法律第 100 号)」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており

ます。

これらを踏まえ、兵庫労働局においては、本年も、昨年引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」にも基づき、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成のための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

兵 庫 労 働 局 長

平成 29 年 10 月 16 日

兵庫県中小企業団体中央会
会長 中村 孝 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、兵庫労働局管下の労働基準監督署が、平成 28 年度に長時間労働が疑われる 893 事業場に対して監督指導を実施したところ、359 事業場（40.2%）において月 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が行われているなど、依然として長時間労働の問題が認められたほか、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており

ます。

これらを踏まえ、兵庫労働局においては、本年も、昨年引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」にも基づき、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成のための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

兵 庫 労 働 局 長

平成 29 年 10 月 16 日

兵庫県商工会議所連合会
会頭 家次 恒 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、兵庫労働局管下の労働基準監督署が平成 28 年度に、長時間労働が疑われる 893 事業場に対して監督指導を実施したところ、359 事業場（40.2%）において月 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が認められるなど、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。

そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

兵 庫 労 働 局 長

平成 29 年 10 月 16 日

兵庫県商工会連合会
会頭 志智 宣夫 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、兵庫労働局管下の労働基準監督署が、平成 28 年度に長時間労働が疑われる 893 事業場に対して監督指導を実施したところ、359 事業場（40.2%）において月 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が行われているなど、依然として長時間労働の問題が認められたほか、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており

ます。

これらを踏まえ、兵庫労働局においては、本年も、昨年引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」にも基づき、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成のための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

兵 庫 労 働 局 長

平成 29 年 10 月 16 日

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会長 辻 芳治 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、兵庫労働局管下の労働基準監督署が、平成 28 年度に長時間労働が疑われる 893 事業場に対して監督指導を実施したところ、359 事業場（40.2%）において月 80 時間を超える違法な時間外・休日労働が行われているなど、依然として長時間労働の問題が認められたほか、年次有給休暇の取得率も低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26

年法律第 100 号)」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており
ます。

これらを踏まえ、兵庫労働局においては、本年も、昨年に引き続き 10
月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペー
ン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働
き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイド
ライン」や「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」
にも基づき、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る
労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰
囲気を醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが
望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務
やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー
残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策
定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、
ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制
度の導入等が挙げられます。

これまでも貴連合会におかれましては、働き方改革や夏の生活スタイル
変革が進むよう格別の御配慮を賜ってきたところですが、改めてこの
取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働
き方改革」が進むよう、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

兵 庫 労 働 局 長